

津市コミュニティバスに係る自家用有償旅客運送の更新登録の申請について

1 概要

本市では、津地域・香良洲地域を除く 8 地域において、コミュニティバスを運行しており、そのうち、河芸、芸濃及び安濃の 3 地域における 4 路線 2 区域については、道路運送法第 79 条に基づく国土交通大臣の登録を受け、自家用自動車を用いる自家用有償旅客運送として運行している。

これら路線の登録有効期間が令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までとなっていることから、同法第 79 条の 6 の規定に基づき、有効期間の更新の登録を受けるべく、国土交通大臣に申請を行うものである。

2 対象となる路線及び区域

地域名	ルート名	運行区域
北部 (河芸)	・河芸循環 ・河芸南・一身田・白塚循環	—
北西部 (芸濃)	・芸濃北 ・芸濃南	・津市芸濃町
北西部 (安濃)	—	・津市安濃町、芸濃町、安東町、一色町
合計	4 路線	2 区域

道路運送法（抜粋）

（登録）

第 79 条 自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

（登録の実施）

第 79 条の 3 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第 1 項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を自家用有償旅客運送者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。

- 一 前条第 1 項各号に掲げる事項
- 二 登録年月日及び登録番号

（登録の更新の登録）

第 79 条の 6 第 79 条の登録の有効期間満了の後引き続き自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の行う有効期間の更新の登録を受けなければならない。

3 津市における自家用有償旅客運送の更新登録の必要性について

(1) 更新登録の必要性

河芸、芸濃及び安濃地域では、現在自家用有償旅客運送によるコミュニティバスを運行している。当該地域において、地域住民や観光客等の来訪者にとって必要な鉄道や路線バス等が十分に対応していないことから、その移動手段の確保を目的として、引き続き当該運行を継続する必要がある。

(2) 令和7年度の利用状況

対象となる3地域における利用者数：人

地域名	ルート名	運行曜日	利用者数（人）
北部 （河芸）	河芸循環	月・水・土	4, 401
	河芸南・一身田・白塚循環	火・木・金	8, 029
北西部 （芸濃）	芸濃北	火・木・金	2, 932
	芸濃南	月・水・土	2, 797
北西部 （安濃）	清水ヶ丘団地・戸島・椋本	火・木・金	2, 811
	妙法寺・野口・椋本	月・水・土	2, 240
合計			23, 210

(3) 交通空白地の状況

【資料3-4】のとおり

4 令和7年度の運行管理について

(1) 自動車運行管理改善及び命令を受けた件数：0件

(2) 令和7年度の事故の有無：0件

(3) 業務の停止命令を受けた件数：0件

※本来であれば自家用有償旅客運送の登録期間は2年間であるが、上記事項の要件を満たしているため、登録期間が3年間に延長される。

令和 8 年 月 日

中部運輸局 三重運輸支局長 殿

名 称 津市
住 所 三重県津市西丸之内 2 3 番 1 号
代表者の氏名 津市長 前葉 泰幸 印

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第 7 9 条の 6 及び同法施行規則第 5 1 条の 1 0 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

名 称 津市
住 所 三重県津市西丸之内 2 3 番 1 号
代表者の氏名 津市長 前葉 泰幸

2. 登録番号

中三市交第 1 号

3. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

4. 路線又は運送の区域

(1) 路 線

	起 点	主たる経過地	終 点	キ 口 程
1	河芸総合支所	近鉄千里駅、近鉄豊津上野駅	河芸総合支所	2 4 . 6
2	河芸総合支所	近鉄千里駅、近鉄豊津上野駅、千里ヶ丘公民館	河芸総合支所	2 6 . 6
3	河芸総合支所	一身田・白塚	河芸総合支所	左回り 2 2 . 4 右回り 2 2 . 2
4	長徳寺	明	芸濃総合支所	1 8 . 2
5	長徳寺	安西	芸濃総合支所	2 2 . 4
6	北畑	南山	芸濃総合支所	2 8 . 9

(2) 運送の区域

区 域	備 考
安濃町、芸濃町、安東町、一色町	

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
河芸総合支所	津市河芸町浜田 8 0 8 番地
芸濃総合支所	津市芸濃町棕本 6 1 4 1 番地 1
安濃総合支所	津市安濃町東観音寺 4 8 3 番地

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の 名称	保有 区分	バ ス		普通自動車 (軽)		合 計	
津 市 河 芸 総合支所	保有	1		2 ()		3	
	持込		※	()	※ ()		※
	合計	1		2		3	
事務所の 名称	保有 区分	バ ス		普通自動車 (軽)		合 計	
津 市 芸 濃 総合支所	保有	0		2 ()		2	
	持込		※	()	※ ()		※
	合計	0		2		2	
事務所の 名称	保有 区分	バ ス		普通自動車 (軽)		合 計	
津 市 安 濃 総合支所	保有	0		0 ()		0	
	持込		※	1 ()	※ ()	1	※
	合計	0		1		1	

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

交通空白運送

8. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

別添(津市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例)のとおり

9. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

10. 添付書類

(1) 路線図

(2) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類

(3) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

(4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類

(5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類

(6) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類

(7) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類

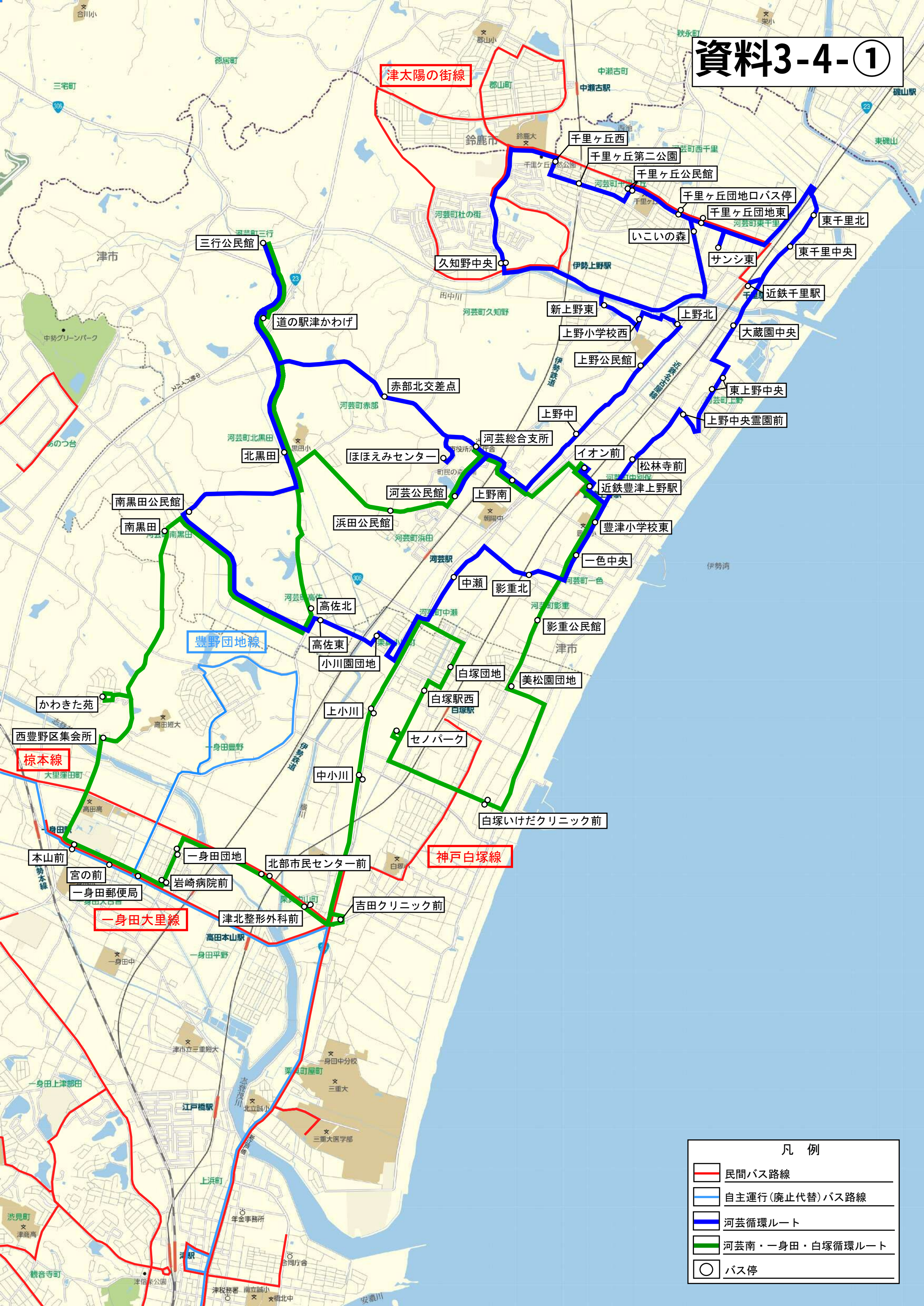
(8) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類

(9) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

■津市コミュニティバス使用車両一覧表

運行地域	主／予備	車両番号	車種	登録年月	乗車定員	所有者名	運行管理 事務所名	乗車定員別 車両数
北部地域	主	三重200さ3080	トヨタハイエース	令和 4年 1月	14人	津市	河芸総合支所	11人以上：1両 11人未満：2両
	予備	三重502ね4578	日産NV200	平成25年 6月	7人	津市		
	予備	三重34 な6421	トヨタハイエース	平成10年11月	10人	津市		
北西部地域 (芸濃)	主	三重800せ2362	トヨタレジアスエース	平成30年 2月	10人	津市	芸濃総合支所	11人未満：2両
	予備	三重300や2658	トヨタハイエース	平成18年 2月	10人	津市		
北西部地域 (安濃)	主	三重302な7657	トヨタハイエース	令和8年 7月	10人	三重トヨペット 株式会社	安濃総合支所	11人未満：1両

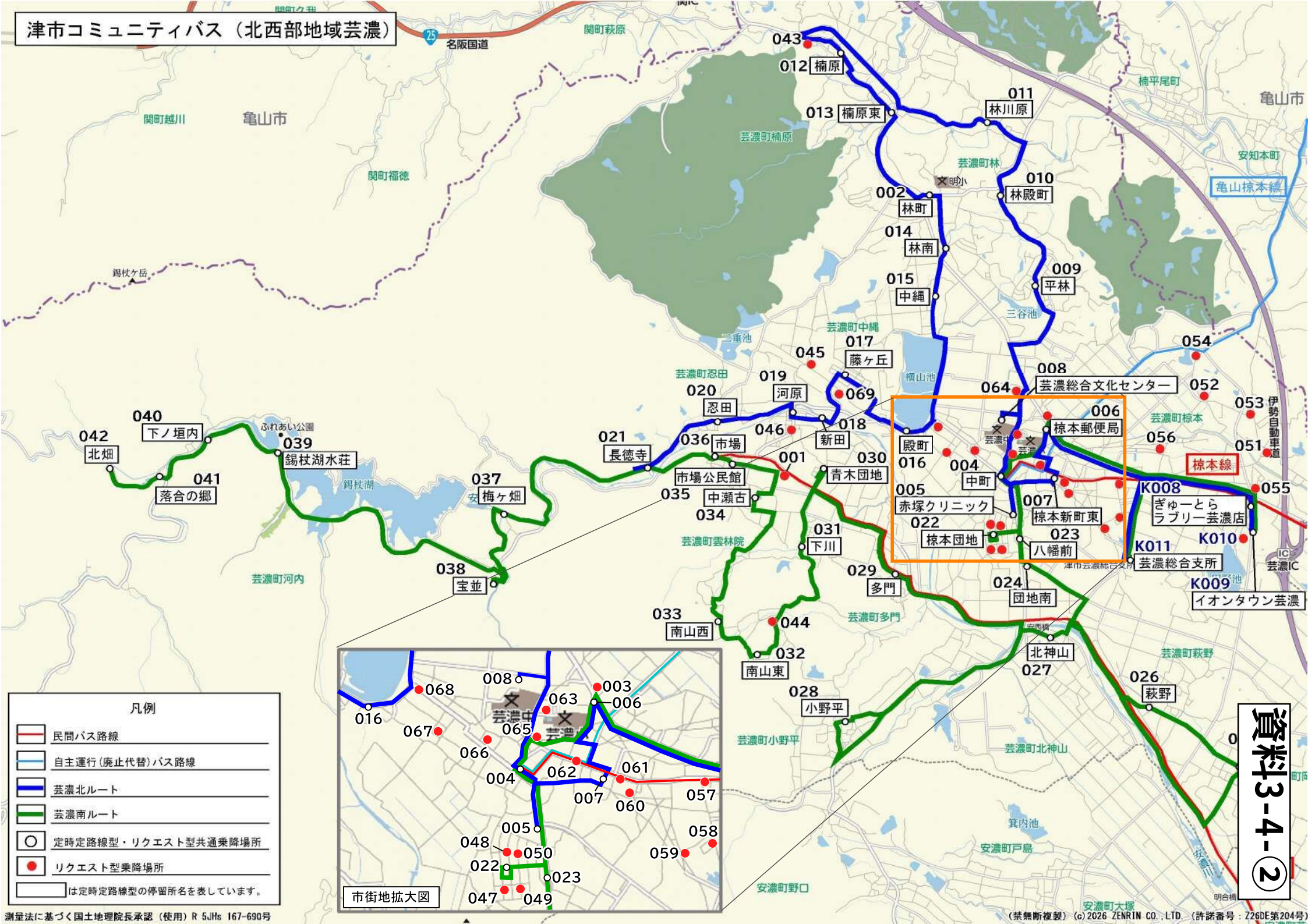
資料3-4-①



凡 例

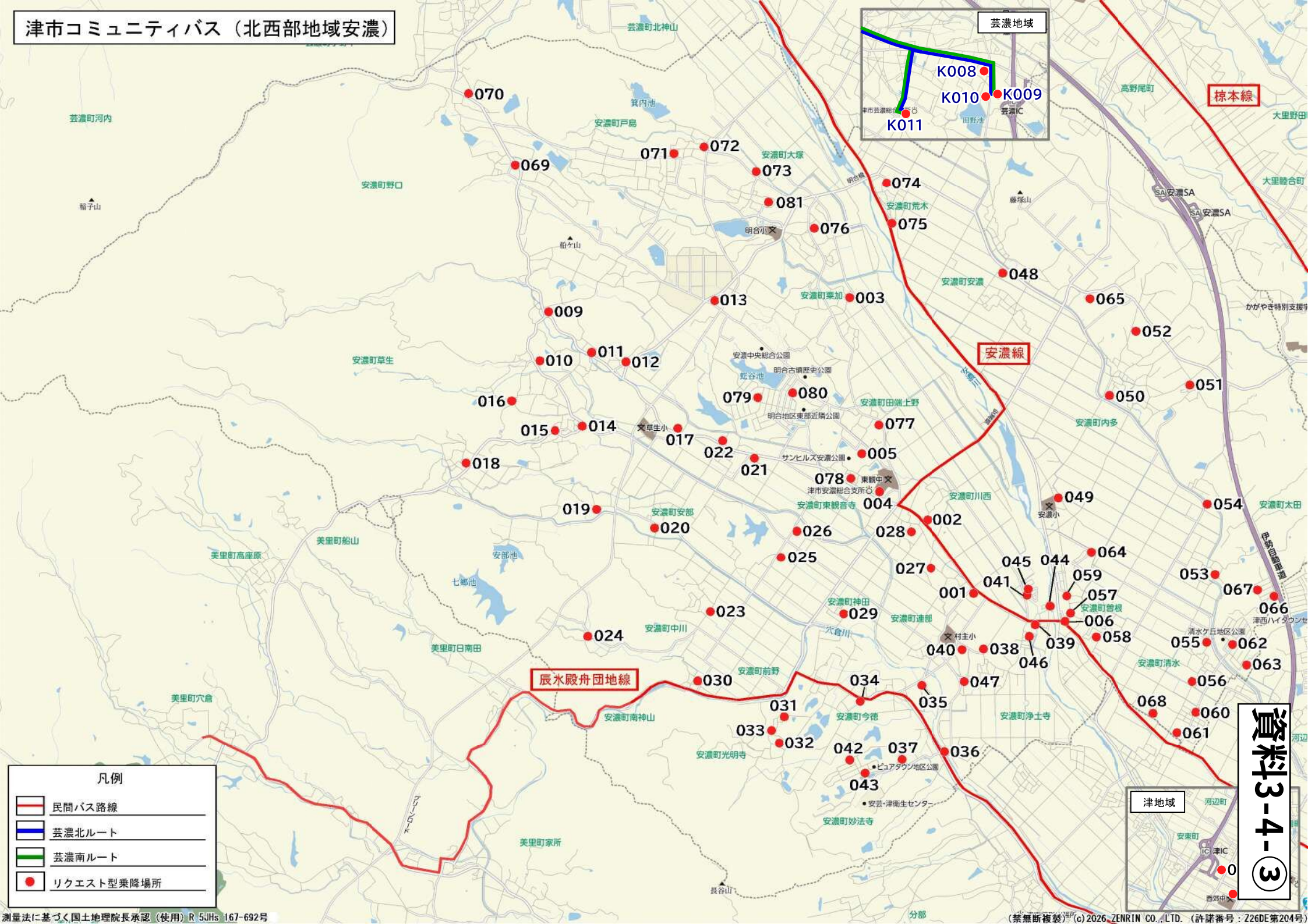
	民間バス路線
	自主運行(廃止代替)バス路線
	河芸循環ルート
	河芸南・一身田・白塚循環ルート
	バス停

津市コミュニティバス（北西部地域芸濃）



資料3-4-2

津市コミュニティバス（北西部地域安濃）



資料3-4-③

令和 8 年 月 日

中部運輸局 三重運輸支局長 殿

地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別
交通空白地有償運送
2. 地域公共交通会議等の名称及び対象市町村
(名 称) 津市地域公共交通活性化協議会
(対象市町村) 津市
3. 地域公共交通会議等にて協議が調った年月日
令和 8 年 月 日
4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名
(名 称) 津市
(住 所) 三重県津市西丸之内 2 3 番 1 号
(代表者) 前葉 泰幸
5. 調った協議の内容
(1) 路線又は運送の区域

	起 点	主たる経過地	終 点	キ 口 程
1	河芸総合支所	近鉄千里駅、近鉄豊津上野駅	河芸総合支所	2 4 . 6
2	河芸総合支所	近鉄千里駅、近鉄豊津上野駅、千里ヶ丘公民館	河芸総合支所	2 6 . 6
3	河芸総合支所	一身田・白塚	河芸総合支所	左回り 2 2 . 4 右回り 2 2 . 2

4	長徳寺	明	芸濃総合支所	18. 2
5	長徳寺	安西	芸濃総合支所	22. 4
6	北畑	南山	芸濃総合支所	28. 9

区 域	備 考
安濃町、芸濃町、安東町、一色町	

- (2) 旅客から収受する対価（対価の内容を添付すること）
別添（津市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例）のとおり

- (3) 運送しようとする旅客の範囲
交通空白輸送

6. その他特記事項

令和8年 月 日
津市地域公共交通活性化協議会 会長 松本幸正

再編後の3地域の運行形態

参考資料1

令和7年度	
河芸	河芸循環(月・土)ルート
	河芸循環(水)ルート
	河芸南・一身田・白塚循環(火・木・金)ルート
芸濃	芸濃北(火・木・金)ルート
	芸濃南(月・水・土)ルート
安濃	清水ヶ丘団地・戸島・椋本(火・木・金)ルート
	妙法寺・野口・椋本(月・水・土)ルート



令和8年度	
河芸	河芸循環(月・土)ルート
	河芸循環(水)ルート
	河芸南・一身田・白塚循環(火・木・金)ルート
芸濃	芸濃北(火)ルート
	芸濃南(水)ルート
	リクエスト型(月・金)
安濃	リクエスト型 津地域方面行き(月・金)
	リクエスト型 芸濃地域方面行き(火・木)

三運輸第1021号

自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第79条の3の規定に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

1. 登録番号
中三市交第1号
2. 登録の有効期間
令和5年10月1日から令和8年9月30日まで
3. 名称及び住所並びに代表者名
津市
津市西丸之内23番1号
津市長 前葉 泰幸
4. 自家用有償旅客運送の種別
交通空白地有償運送
5. 路線
別紙のとおり
6. 運送の区域
津市安濃町、芸濃町、安東町、一色町
7. 登録に付す条件
運送は「交通空白地有償運送の登録に関する審査基準について（令和2年11月27日付け三運支局公示第15号）」の条件に適合し、地域公共交通会議等の合意条件に従っていること。

令和8年3月11日

中部運輸局三重運輸支局長 小中 太



別紙（路線）

河芸循環ルート

（河芸総合支所～近鉄千里駅・近鉄豊津上野駅～河芸総合支所）

河芸循環ルート（千里ヶ丘団地経由）

（河芸総合支所～近鉄千里駅・近鉄豊津上野駅・千里ヶ丘公民館～河芸総合支所）

河芸南・一身田・白塚循環ルート

（河芸総合支所～一身田・白塚～河芸総合支所）

芸濃北ルート

（長徳寺～明～芸濃総合支所）

芸濃南ルート

（長徳寺～安西～芸濃総合支所）

芸濃南ルート（南山経由）

（北畑～南山～芸濃総合支所）



○津市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例

平成21年12月22日条例第47号

改正

平成25年 3 月29日条例第17号

令和 2 年10月 1 日条例第25号

令和 7 年12月19日条例第37号

津市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 1 項の規定に基づき、コミュニティバスの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 1 条の 2 この条例において「路線定期運行」とは、次の各号のいずれかの路線により定期に運行する自動車による乗合旅客の運送をいう。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項の規定により、一般旅客自動車運送事業の許可（法第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業に係る許可に限る。）を受けた事業に係る路線

(2) 法第79条の規定により、自家用有償旅客運送の登録（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第51条第 1 号に規定する交通空白地有償運送に係る登録に限る。）を受けた事業に係る路線

2 この条例において「区域運行」とは、次の各号のいずれかの区域において旅客の需要に応じて行う自動車による乗合旅客の運送をいう。

(1) 前項第 1 号に係る許可を受けた事業に係る区域

(2) 前項第 2 号に係る登録を受けた事業に係る区域

(設置)

第 2 条 日常生活に必要な交通手段を確保し、住民の福祉向上を図るため、コミュニティバスを設置する。

(運行方法)

第 3 条 コミュニティバスの運行は、路線定期運行又は区域運行により行うものとし、路線定期運行に係る路線及び区域運行に係る区域は、規則で定める。

(使用料)

第4条 コミュニティバスを使用する者（以下「使用者」という。）は、別表第1により算出した使用料を納付しなければならない。

2 市長は、定期的にコミュニティバス（路線定期運行に限る。）を利用する者のために、定期乗車券を発行する。

3 定期乗車券の使用料は、別表第2のとおりとする。
（回数乗車券）

第5条 市長は、使用者の利便を図るため、回数乗車券を発行することができる。

2 回数乗車券は、12枚を1組とし、その種類及び金額は、別表第3のとおりとする。
（使用料の徴収）

第6条 使用料は、コミュニティバスの使用を終えた際（定期乗車券による使用の場合にあっては、定期乗車券を交付する際）に、その使用者から徴収する。

（使用料の減免）

第7条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（使用の制限）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、コミュニティバスの使用を拒絶し、又は途中下車させることができる。

- （1） 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第52条及び第53条に規定する事項を遵守しない者
- （2） 泥酔した者又は不潔な服装をした者等であつて、他の使用者の迷惑となるおそれのある者
- （3） 付添人を伴わない重病者
- （4） その他コミュニティバスの運行に支障を来すおそれのある者

（損害賠償の義務）

第10条 使用者が、故意又は過失によりコミュニティバスを損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。

（使用者に対する指示）

第11条 市長は、コミュニティバスの管理上必要があると認めるときは、使用者に対し指示をすることができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項及び第3項、第5条から第8条まで、第12条、別表第3並びに別表第4の規定は、同年3月1日から施行する。

(芸濃町コミュニティーバス設置条例等の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 芸濃町コミュニティーバス設置条例（平成15年芸濃町条例第1号）
- (2) 美里村営コミュニティーバス運行に関する条例（平成15年美里村条例第1号）
- (3) 白山町町民バス運行に関する条例（平成10年白山町条例第1号）
- (4) 美杉村営バスの設置及び管理に関する条例（平成4年美杉村条例第9号）

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に廃止前の芸濃町コミュニティーバス設置条例、美里村営コミュニティーバス運行に関する条例、白山町町民バス運行に関する条例又は美杉村営バスの設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成25年3月29日条例第17号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和2年10月1日条例第25号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第4条第2項の規定により発行した定期乗車券は、その通用期間内においては、引き続き使用することができる。
- 3 施行日前に第5条第1項の規定により発行した回数乗車券は、施行日以後においてもその券面額で、引き続き使用することができる。

附 則（令和7年12月19日条例第37号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第4条第2項の規定により発行した定期乗車券は、その通用期間内においては、引き続き使用することができる。

3 施行日前に第5条第1項の規定により発行した回数乗車券は、施行日以後においてもその券面額で、引き続き使用することができる。

別表第1（第4条関係）

使用料

区分	使用料
中学生以上	300円
小学生	150円
乳幼児	無料
〔備考〕	
1 次の各号のいずれかの手帳の交付を受けている者（その者を介護するために同乗する者1人を含む。）が使用する場合は、この表に定める使用料の2分の1の額（小学生が使用する場合にあっては、70円）とする。	
（1）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳	
（2）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳	
（3）知的障害者に係る療育手帳	
2 道路交通法（昭和35年法律第105号）第105条の2第2項の規定により運転経歴証明書の交付を受けている者（その者と同乗する者1人を含む。）が使用する場合は、この表に定める使用料の2分の1の額（小学生が使用する場合にあっては、70円）とする。	
3 目的地に向かうため、他の路線へ乗り継ぐ場合の当該他の路線の使用料は、無料とする。	

別表第2（第4条関係）

定期乗車券

区分		使用料
中学生以上	1 箇月	7,500円
	3 箇月	21,000円
小学生	1 箇月	3,750円

	3 箇月	10,500円
〔備考〕 1 次の各号のいずれかの手帳の交付を受けている者（その者を介護するために同乗する者1人を含む。）が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2分の1の額（小学生が使用する場合にあっては、1 箇月1,750円又は3 箇月4,900円）とする。 （1）身体障害者福祉法第15条第4項に規定する身体障害者手帳 （2）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳 （3）知的障害者に係る療育手帳 2 道路交通法第105条の2第2項の規定により運転経歴証明書の交付を受けている者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2分の1の額とする。		

別表第3（第5条関係）

回数乗車券

種類	単位	金額
70円券	1 組	700円
100円券	1 組	1,000円
150円券	1 組	1,500円
300円券	1 組	3,000円